# 公益社団法人日本滑空協会 日本滑空記章(A 章~銅章)規程細則

#### 1. 目的

この細則は、公益社団法人日本滑空協会(以下、「本協会」という。)規程第 005 号日本滑空記章規程第 3 条第 2 項に基づき日本滑空記章(A 章~銅章)試験の内容を定めるとともに、記章制度の円滑適切な運用を図ることを目的とする。

- 2. 日本滑空記章証明書および日本滑空記章
- 2.1 日本滑空記章有資格者は、日本滑空記章規程により定める手続きにより、日本滑空記章証明書ならびに日本滑空記章の交付を受け、これを携帯、着用することができる。
- 2.2 日本滑空記章証明書(記則第1号様式)は日本国内で有効とする。
- 2.3 日本滑空記章(記則第2号様式)は、次に掲げる4種類とする。
- (1) A 章は、青地に白鴎1羽およびJA を表示する円形記章とする。
- (2) B章は、青地に白鴎2羽およびJAを表示する円形記章とする。
- (3) C章は、青地に白鴎3羽およびJAを表示する円形記章とする。
- (4) 銅章は、銅葉環付 C 章とする。
- 3. 日本滑空記章試験の種類・内容・ガイドライン
- 3. 1 A 章試験
- (1) A 章試験は、「単独飛行試験」とする。
- (2) 試験員は、受験者が次の知識を有することを確認する。
  - ア 飛行する滑空機の諸元、運用限界、重量重心位置
  - イ 飛行する滑空機の点検
  - ウ 滑空場規則、周辺の地形、場周経路および着陸進入要領
  - エ 緊急時の処置
  - オ 具体的な見張りの方法
- (3) 試験員は、受験者が次に掲げる技量を有することを認定する。
  - ア 操縦教員または試験員同乗の飛行において、索切れ等の緊急時の処置が確実にできること。
  - イ 受験者が単独で滑空機に搭乗し、次項ウを含めてすべて安全に場周飛行を行うこと。
  - ウ 着陸は安定した適切なパスでの進入を行ない、指定された着陸帯に安全に着陸すること。

#### 3. 2 B 章試験

- (1) B 章試験は、「単座機移行試験」および「連続旋回飛行試験」とし、C 章の滞空飛行ができるような環境・条件下においても、単独飛行により毎回、安全で安定した飛行及び着陸ができる技量を有することを認定する。
- (2) 試験員は、受験者が次に掲げる技量を有することを認定する。
  - ア 試験員同乗により、受験者が指定する 30 度以上のバンク角で左右 720 度連続旋回を 行い、バンク角の適切な維持を含めて安定した連続旋回飛行が確実にでき、意図した 方向に正しく停止できること。
  - イ 項目アの連続旋回を含む試験飛行中において、受験者が見張りを適切で確実に実施で きていること。
  - ウ 着陸は適切なパスでの進入を行ない、指定された着陸帯に安全で正しい姿勢で接地し、 その後直進で地上滑走を行い、正しい姿勢で停止することが安定して実施できること。
  - エ 単座機あるいは単独で複座機に搭乗し、安全に飛行を行うこと。

#### 3.3 C章試験

- (1) C 章試験は、「滑翔試験」、「連続急旋回飛行試験」ならびに「指定地着陸試験」とする。
- (2) 試験員は、受験者が次に掲げる技量を有することを認定する。
  - ア 試験員同乗により、左右 720 度バンク 45 度連続急旋回を行い、バンク角の適切な維持を含めて安定した連続急旋回飛行が確実にでき、意図した方向に正しく停止できること。
  - イ 項目アの連続急旋回を含む試験飛行中において、受験者が見張りを適切で確実に実施 できていること。
  - ウ 単独で滑空機に搭乗し、曳航索の離脱後上昇気流を利用して、滞空時間 30 分以上の 飛行を行ない、滑翔能力を示すこと。
  - 工 損失高度(離脱高度と着陸地点の高度の差)は、600m以下とする。ただし、損失高度が600mを超えた場合には、600mを超える30m(切り上げ)ごとに30分に1分を加えた滞空時間の飛行を行うこと。
  - オ 着陸は適切なパスでの進入を行ない、指定された着陸帯に安全で正しい姿勢で接地し、 その後直進で滑走し正しい姿勢で停止すること。
  - カ 前項力における指定された着陸帯は、幅 5m、長さ 60m の区域として、滑走路内の 位置は試験員が任意に指定できる。
  - キ 飛行はすべて安全に行なうこと。
- (3) C 章試験の実施に際し、滑翔試験に定める課目と同一の飛行を行なった経歴を有する受験者については、「滑翔試験」の実施を免除し、その経歴を以って「滑翔試験」に合格

したものとする。

- 3.4 銅章試験
- (1)銅章試験は、「滑翔試験」、「制限地内着陸・停止試験」ならびに「学科試験」とし、 受験者が野外飛行を開始するための技量を有することを認定すると共に野外飛行に必 要な基礎知識を有することを確認する。
- (2) 試験員は、受験者が滑翔試験において、次に掲げる技量を有することを認定する。
  - ア 単独で滑空機に搭乗し、曳航索の離脱後、上昇気流を利用して、滞空時間2時間以上 の飛行を1回、または滞空時間1時間以上の飛行を2回行ない、滑翔能力を示すこと。
  - イ 損失高度(離脱高度と着陸地点の高度の差)は、600m以下とする。ただし、損失高度が 600m を超えた場合には、600m を超える 30m (切り上げ) ごとに 30 分に 1 分を加えた滞空時間の飛行を行うこと。
  - ウ 飛行はすべて安全に行なうこと。
- (3) 試験員は、受験者が「制限地内着陸・停止試験」において、次に掲げる技量を有することを認定する。
  - ア 単独で滑空機に搭乗し、飛行の能力を示すこと
  - イ 着陸は野外に設定され、または野外を想定して設定された幅 50m、長さ 250m の制限地内に安全で正しい姿勢で接地し、その後、直進で滑走し、正常な姿勢で制限地内に停止すること。
  - ウ 指定着陸場は通常の着陸帯以外に設定することが望ましい。
  - エ 飛行はすべて安全に行なうこと。
- (4) 試験員は、受験者が学科試験(筆記もしくは口頭試験)において、以下の知識を有する ことを認定する。
  - ア 野外飛行計画の作成
  - イ 気象情報・航空情報の把握
  - ウ無線通信要領
  - エ 地文航法および簡単な推測航法
  - オ 位置不明等緊急時の処置
  - カ 場外着陸場の選定と場外着陸要領
  - キ 機体の取り扱い(組立・分解・点検・係留等)
- (5) 「2時間又は1時間×2回の滑翔試験」および「制限地内着陸・停止試験」は、同一の飛行において実施することができる。
- (6) 銅章試験の実施に際し、滑翔試験に定める課目と同一の飛行を行なった経歴を有する受験者については、滑翔試験の実施を免除し、その経歴を以って滑翔試験に合格したものとする。

#### 3.5 ガイドライン

- (1)日本滑空記章(A章〜銅章)試験の補足的な説明については、別に定めるガイドラインによる。
- (2) ガイドラインは、環境変化に合わせて必要な変更、改訂を適宜適切に行うものとし、改訂内容は日本滑空協会インストラクター委員会に諮り、決定する。

#### 4. 日本滑空記章の取得

#### 4.1 受験資格

- (1) A 章試験を受けようとする者は、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- (2) B 章試験を受けようとする者は、A 章保持者または A 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- (3) C 章試験を受けようとする者は、B 章保持者または B 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- (4) 銅章試験を受けようとする者は、C 章保持者または C 章試験合格者で、滑空機操縦教員の推薦または承認を得なければならない。
- 4.2 日本滑空記章はA章から順に受験をし、その証明を受けるものとする。

#### 5. 登録および交付

- 5.1 各章の試験を実施した試験員は、日本滑空記章試験報告書(記則第3号様式、以下「試験報告書」という)に合格と判定した試験の内容を記載し、その判定結果に全責任を持つ。
- 5. 2 試験報告書には、合格者の本人特定のため、生年月日等の必要情報を記載するものとする。
- 5.3 C 章および銅章についての試験報告書には、6.2 に定める事項のほか、飛行証明書 (記則第3号様式)を添付しなければならない。
- 5.4 本協会会長は、日本滑空記章規程第5条第2項に基づいて提出された試験報告書について、報告日付順、試験合格日付順に合格者に対して管理番号を付し、これを保管し、日本滑空記章証明書(記則第1号様式)および日本滑空記章(記則第2号様式)の交付、再交付、または照会に対応する。
- 5.5 日本滑空記章規程第5条第2項の定めにより滑空記章資格が登録された場合、本協会 会長は合格者に対し、日本滑空記章証明書を交付する。

- 5.6 日本滑空記章証明書の再交付または日本滑空記章の交付、再交付を希望する者は、試験報告書のほか、日本滑空記章証明書/日本滑空記章交付・再交付申請書(記則第4号様式)を本協会会長に提出しなければならない。
- 5.7 前項に定める申請があった場合、本協会会長は申請者の資格を確認のうえ、該当する 日本滑空記章証明書または日本滑空記章を申請者に交付する。
- 5.8 日本滑空記章規程第5条に定める登録料ならびに交付手数料は以下のとおりとする。 ただし、本協会個人正会員(ジュニア正会員を含む)もしくは既に日本滑空記章証明の 登録がされている者が申請をする場合は、登録料を免除する。また、本協会個人正会員 (ジュニア正会員を含む)が記章の交付を申請する場合には、初回に限り交付手数料を 免除し、規則第4号様式の提出も不要とする。

(1) 登録料 1,000円

(2) 交付手数料 日本滑空記章 1,500円/件

(3) 再交付手数料 日本滑空記章証明書 500円/件

日本滑空記章 1,500円/件

#### 6. 雑則

- 6. 1 受験者は、試験に関する費用のすべてを負担しなければならない。ただし、費用の全部または一部について免除されている場合は、この限りでない。
- 6.2 試験における受験者の飛行は、その飛行管理者または滑空機操縦教員もしくは団体の 担当責任者の監督の下に行なわれるものとする。
- 6.3 動力滑空機を用いて日本滑空記章試験を行なう場合、A 章試験の場合を除き、動力の 停止をもって曳航索の離脱と見なし、それ以後の飛行は動力を停止した状態で実施しな ければならない。

### 様式

記則第1号様式 日本滑空記章証明書(A章、B章、C章、銅章)

記則第2号様式 日本滑空記章(A章、B章、C章、銅章)

記則第3号様式 日本滑空記章試験報告書

記則第4号様式 日本滑空記章証明書 / 日本滑空記章 交付・再交付申請書

改定履歴

財団法人日本航空協会 昭和 42 年 3 月 13 日制定

昭和 51 年 12 月 10 日改定

昭和61年4月1日改定

平成16年4月1日改定

社団法人日本滑空協会 平成 17 年 4 月 1 日改定施行

平成19年9月1日改定施行 認定申請、報告手続きの変更

平成 22 年 9 月 1 日改定 報告手続き、様式等の変更、

名称を規定から規程に変更

平成 23 年 9 月 17 日改定 認定申請、報告手続きの変更

(6.1.1 申請期限の追加)

公益社団法人日本滑空協会 平成 28 年 8 月 1 日改定 一部字句訂正

令和元年 10 月 1 日 規程細則として新規制定施行

令和6年1月1日改定施行 名称変更、A 章~銅章を追加、

特例による試験の免除、第5号様式削除、公式立会人の削除、

一部字句修正

令和7年7月1日改定施行 A章~銅章規程細則の改定

記則第1号様式 日本滑空記章証明書 名刺サイズ(縦55mm 横91mm)のカード

	日本滑空記章証明書
A 章	A       章       No.         氏名:       JSA         発行日:       年月日         公益社団法人日本滑空協会会長
B 章	日本滑空記章証明書
C章	日本滑空記章証明書  C 章 No.  氏名:  SA 月 日  公益社団法人 日本滑空協会 会長

# 記則第2号様式 日本滑空記章

A 章	JA
B章	JA
C章	JA JA
銅章	

#### 記則第3号様式

用途:各章試験合格者報告用 日本滑空記章試験員 ⇒ 日本滑空協会 会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

# 日本滑空記章試験報告書

	年月
公益社団法人日本滑空協会会長 原	段
日本滑空記章章合格を	下記のとおり報告しますので、ご登録下さい。
フリガナ 	<u>性別 男 ・ 女</u> 生年月日年月日
日本滑空協会 会員番号 No 現有滑空記章の有無 □有 □無 現有国内滑空記章章 N 住所 〒 -	 (無の場合、登録料¥1,000)   O * 上記、ボックスにチェックし、有の場合は章の種別、番号を記入
E-mail address 申請記章試験合格日 年 報告者氏名	月 日 日本滑空記章試験員 No
<b>飛行証明書</b> (C	(章および銅章の試験報告書に添付)
滑空時間: <u>時間 分</u> 飛行日: <u></u> 年月日 滑空機:	滑空時間:     時間     分       飛行日:     年     月       式     滑空機:     式       型     型
JA       ウインチ・航空機曳航・自力         損失高度:       m	
ーーー 日本滑空記章規程に定める滞空飛行なったことを証明する。	ーーー 行を 日本滑空記章規程に定める滞空飛行を 行なったことを証明する。
報告者氏名 記章試験員 No	報告者氏名 記章試験員 No
«登録料» 日本滑空記章を初めて申請する際	

- «記章» 滑空協会個人会員には記章 (バッジ) を無償で交付しますので、規則第4号様式は提出不要です
- «送金先»・郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会
  - ・銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通 口座 No. 0214517 口座名:公益社団法人日本滑空協会
  - ・現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送 〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

#### 記則第3号様式(2/2)

### 各章試験結果のチェックリスト

A 章試験	B章試験
□ 滑空機操縦教員の推薦または承認を得た	□ Α章を保有もしくはA章試験に合格して申
□ 単独飛行に必要な知識を確認した	請中である
□ 単独飛行試験を実施した	□ 単座機移行試験を実施した
□ 滑走路内に安全に着陸した	□ 連続旋回飛行試験を実施した
□ 試験合格日から6ヶ月以内である	□ 連続旋回中の適切で確実な見張りの技量を
	認定した
	□ 安全で安定した着陸技量を認定した
	□ 試験合格日から6ヶ月以内である
C章試験	銅章試験
□ B章を保有もしくはB章試験に合格して申	□ C章を保有もしくはC章試験に合格して申
請中である	請中である
□ 30分間の滑翔飛行を実施し、飛行証明書	□ 2時間もしくは1時間2回の滑翔飛行を実
に記入した	施し、飛行証明書に記入した
□ 滑空時間および損失高度は、下記※補足を	□ 滑空時間および損失高度は、下記※補足を
参照した	参照した
□ 連続急旋回試験を実施し、技量を認定した	□ 野外着陸試験を実施した
□ 連続急旋回中の適切で確実な見張りの技量	□ 指定された制限地内に着陸し停止した
を認定した	□ 学科試験に合格した
□ 指定された着陸帯に安全で安定した着陸を	□ 試験合格日から6ヶ月以内である
した	
□ 試験合格日から6ヶ月以内である	
×*	甫足

#### ① C章・銅章の滑空時間の認定

• 試験員は滑空場の公式飛行記録を試験結果として採用することができる。 (滑協記第 006 号第 5 条第 2 項)

#### ② 損失高度超過時の救済について

- 滑空時間=着陸時刻-離脱時刻
- 損失高度=離脱高度-着陸地点高度
- 損失高度が 600m を超える場合は認定に要する滑空時間は以下となる。

#### 計算例

- 着陸地点高度 = 30m
- 離脱高度=670m(動力滑空機の場合は動力停止をもって曳航索の離脱と見なす)
- 損失高度=670-30=640>600
- 600mを超える 30m(切り上げ)毎に1分を加算する高度は、640-600=40m
- 加算されるべき滞空時間は、40m÷30m =1.33 分 ⇒ 切り上げて 2 分を加算する。
- 認定に必要な滑空時間は、C章の場合は32分、銅章では62分または2時間2分となる。

記則第4号様式: (会員が初めて交付申請する場合には、本様式の提出は不要)

用途:各章証明書・記章交付申請用 日本滑空記章試験員 ⇒ 日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

## 日本滑空記章証明書 / 日本滑空記章 交付・再交付申請書

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

私の所有する章について、下記交付・再交付を申請します。

A章 B章 C章 銅章 に関する (該当する項目に○をして下さい)

- ① 日本滑空記章 (バッジ) 交付 ・ 再交付 (該当する項目に○をして下さい)
- ② 日本滑空記章証明書再交付(証明書 No. )

フリガナ					
申請者氏名		生年月日	年	月	日
所属(クラブ・学校)					
日本滑空協会 会員番号	No				
住所 〒					
電話		<u></u>			
E-mail address					

記

#### A章、B章、C章、銅章 交付・再交付手数料

- ① 日本滑空記章(交付・再交付)各1件
- 1,500円(税込)
- ② 日本滑空記章証明書(再交付)各1件
- 500円(税込)
- \*日本滑空記章は申請者が日本滑空協会個人会員の場合には初回に限り免除します。
- \*日本滑空記章証明書は各章について合格者全員に無料発行します。
- \*再交付以外はこの申請書の提出は不要です。

保有資格ならびに入金確認後、上記住所に郵送します。

- «送金先»・郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会
  - ・銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通 口座 No. 0214517 口座名: 公益社団法人日本滑空協会
  - ・現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送 〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

#### 日本滑空記章制度要領(受験者・試験員)

#### 1. 受験前の準備

受験者:受験資格の確認

- ① 下位章の資格保有または合格済であるかの確認
- ② 滑空機操縦教員の推薦または承認を得ること

試験員:受験者の確認

2 受験者の受験資格ならびに受験課目相当の技量の有無の確認

#### 2. 受験

- ① 日本滑空記章試験員に受験意思を伝え、指示に従って受験する。
- ② 受験者は、受験する団体において、試験に伴う費用が必要な場合は支払う。

#### 3. 試験後の手続き

- ① 日本滑空記章試験員は受験者に合否を伝える。
- ② 日本滑空記章試験員は、受験者が合格をした場合、試験報告書(記則第3号様式)により試験 合格日から6ヶ月以内にその内容を本協会会長に報告する。必要に応じ、飛行証明書(記則第 3号様式)を添付する。試験員からの報告書提出を原則とするが、試験員が内容を確認し保証 すれば、合格者本人が試験報告書類を直接協会に提出してもよい。
- ③ 現有滑空記章がない合格者は、申請の際に登録料として 1,000 円を支払う。ただし、当該合格者が日本滑空協会個人正会員(ジュニア正会員も含む。)の場合は、申請にかかるこの登録料は免除される。
- ④ 既に滑空協会において滑空記章資格の登録・証明がされている場合(制度移管前の航空協会が 所管していた時に登録している場合も含む。)、ならびに③において登録料を過去に一度納めた ことがある場合は、あらたな滑空記章資格の申請について、会員・非会員にかかわらず無料で 登録される。
- ⑤ 日本滑空協会個人正会員(ジュニア正会員も含む)が記章を申請する場合は、初回に限り交付 手数料は免除される。

#### 日本滑空記章制度要領(協会)

- 1. 日本滑空協会は、滑空記章資格証明に関する各種照会に対応する。
- 2. 日本滑空協会は、試験報告書の報告日付順、試験合格日付順に登録番号を付し、データを登録、 保管するとともに、協会機関誌で各章の合格者を発表する。
- 3. 日本滑空協会は、提出された試験報告書に基づき、日本滑空記章の各章を登録した後、試験報告者(試験員)に登録事項を通知するとともに、合格者に日本滑空記章証明書を交付する。
- 4. 合格者が日本滑空記章 (バッジ)を希望し、合格者から交付・再交付申請書(記則第4号様式) の提出と交付手数料を受けた場合、滑空協会は、登録データを確認のうえ、該当する記章を合格 者に対し交付する。
- 5. 日本滑空記章証明書または日本滑空記章の再交付の申請があった場合も4と同様の手順により、 再交付する。

#### 関連規程

世界の航空スポーツは FAIFAI: Fédération Aéronautique Internationale によって統括されており、日本国内では FAI NACNAC (National Aero sports Control である一般財団法人日本航空協会が統括している。

・ FAI SPORTING CODE GENERAL SECTION FAI 制定

https://www.fai.org/documents

・ FAI SPORTING CODE SECTION 3 GLIDING FAI 制定

https://www.fai.org/igc-documents

 FAI国際滑空記章交付規程 (一財)日本航空協会 制定 国内章の上位章として、FAIが管理している FAI 国際滑空記章があり、銀章、金章、ダイヤ モンド距離章、ダイヤモンド目的地章、ダイヤモンド高度章、3 ダイヤモンド章、75km 以 上章(750km 章、1,00km 章、1,25km 章、1,50km 章等 250km 毎)が制定されている。 https://www.aero.or.jp/sports/insignia/

・ 日本記録及び世界 大陸記録の証明及び認定規程 (一財)日本航空協会 制定 https://www.aero.or.jp/sports/council/notice/

公式立会人規定 (一財) 日本航空協会 制定
 https://www.aero.or.jp/sports/council/notice/

・ 日本滑空記章規程 (公社)日本滑空協会規程 滑協規第 005 号

・ 日本滑空記章試験員規程 (公社)日本滑空協会規程 滑協規第 006 号

・ 日本滑空記章(距離章)規程細則 規則第 002 号

・ 日本滑空記章(A 章〜銅章)試験ガイドライン (公社)日本滑空協会規程細則 規則第 003 号

# 記入例

記則第3号様式

用途:各章試験合格者報告用 日本滑空記章試験員 ⇒ 日本滑空協会 会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

# 日本滑空記章試験報告書

2025年7月7日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

日本滑空記章 A	章合格を下記のとる 	おり報告しま	ますので、	ご登録下さ	しい。
フリガナ カックウ オ 合格者氏名 滑空 奈 所属 (クラブ・学校)	々子 性別 男	<u>・(女)</u> 生 △△グライタ	-	05年 5月	<u>25</u> 日 —
日本滑空協会 会員番号 現有滑空記章の有無	No □有 ☑無 (無の場合、	登録料¥1,000)^		空協会個人会員 1,000円は免除	•
現有国内滑空記章 住所 〒 000-0000	章 No ○○○県△△△市□□	- * 上記、ボックス( - □区▽▽▽			番号を記入
E-mail address 申請記章試験合格日 報告者氏名	ask-nana@sample.ne 2025年6月29日 熊谷 曳子	_ <del></del> 日本滑		員 No. <u>0000</u>	_
飛行	<b>正明書</b> (C 章および	銅章の試験	報告書に添	\$付)	
滑空時間: 時間 飛行日:年_ 滑空機:	<u>分</u> 月日 式 型	滑空時間: <sub>_</sub> 飛行日: <sub>_</sub> 滑空機: <sub>_</sub>	年 年	<u>分</u> 月日	_式 _ 型
JA       ウインチ・航空         損失高度:       m	空機曳航・自力発航	JA 損失高度:	ウインチ・舫 m	1空機曳航・自力	 り発航
日本滑空記章規程に定 行なったことを証明す			記章規程に定 ことを証明す	Èめる滞空飛行 する。	行を
報告者氏名 記章試験員 No		報告者氏名記章試験員	No		

- «登録料» 日本滑空記章を初めて申請する際の登録料: 1,000円(合格者が滑空協会個人会員の場合は免除)
- «記章» 滑空協会個人会員には記章 (バッジ)を無償で交付しますので、規則第4号様式は提出不要です
- «送金先»・郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会
  - ・銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通 口座 No. 0214517 口座名: 公益社団法人日本滑空協会
  - ・現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送 〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局

# 記入例

記則第3号様式 (2/2)

各章試験結果のチェックリスト

A 章試験	B章試験
☑ 滑空機操縦教員の推薦または承認を得た	□ A章を保有もしくはA章試験に合格して申
☑ 単独飛行に必要な知識を確認した	請中である
☑ 単独飛行試験を実施した	□ 単座機移行試験を実施した
☑ 滑走路内に安全に着陸した	□ 連続旋回飛行試験を実施した
☑ 試験合格日から6ヶ月以内である	□ 連続旋回中の適切で確実な見張りの技量を
	認定した
	□ 安全で安定した着陸技量を認定した
	□ 試験合格日から6ヶ月以内である
C章試験	銅章試験
□ B章を保有もしくはB章試験に合格して申	□ C章を保有もしくはC章試験に合格して申
請中である	請中である
□ 30分間の滑翔飛行を実施し、飛行証明書	□ 2時間もしくは1時間2回の滑翔飛行を実
に記入した	施し、飛行証明書に記入した
□ 滑空時間および損失高度は、下記※補足を	□ 滑空時間および損失高度は、下記※補足を
参照した	参照した
□ 連続急旋回試験を実施し、技量を認定した	□ 野外着陸試験を実施した
□ 連続急旋回中の適切で確実な見張りの技量	□ 指定された制限地内に着陸し停止した
を認定した	□ 学科試験に合格した
□ 指定された着陸帯に安全で安定した着陸を	□ 試験合格日から6ヶ月以内である
した	
□ 試験合格日から6ヶ月以内である	
<b>※</b>	<b>浦足</b>

#### ① C章・銅章の滑空時間の認定

• 試験員は滑空場の公式飛行記録を試験結果として採用することができる。 (滑協記第 006 号第 5 条第 2 項)

#### ② 損失高度超過時の救済について

- 滑空時間=着陸時刻-離脱時刻
- 損失高度=離脱高度-着陸地点高度
- 損失高度が 600m を超える場合は認定に要する滑空時間は以下となる。

#### 計算例

- 着陸地点高度 = 30m
- 離脱高度=670m (動力滑空機の場合は動力停止をもって曳航索の離脱と見なす)
- 損失高度=670-30=640>600
- 600mを超える 30m(切り上げ)毎に1分を加算する高度は、640-600=40m
- 加算されるべき滞空時間は、40m÷30m = 1.33 分 ⇒ 切り上げて 2 分を加算する。
- 認定に必要な滑空時間は、C章の場合は32分、銅章では62分または2時間2分となる。

記則第 001 号

# 記入例

記則第4号様式: (会員が初めて交付申請する場合には、本様式の提出は不要)

用途: 各章証明書・記章交付申請用 日本滑空記章試験員 ⇒ 日本滑空協会会長 (メール添付、FAX で送付可)

E-mail: jsa@japan-soaring.or.jp FAX: 03-3519-8075

### 日本滑空記章証明書 / 日本滑空記章 交付・再交付申請書

2025 年 8月 8日

公益社団法人日本滑空協会会長 殿

私の所有する章について、下記交付・再交付を申請します。

A章 B章 C章 銅章 に関する (該当する項目に○をして下さい)

- ① 日本滑空記章 (バッジ) 交付 ・ 再交付 (該当する項目に○をして下さい)
- ② 日本滑空記章証明書再交付(証明書 No. 9999 ) -

証明書の再交付を希望する以外は、この申請書の提出は不要です。 (報告書のみ提出で良い。)

フリガナタイクウ エイタ申請者氏名滞空 曳太

生年月日 2001年6月16日

所属 (クラブ・学校) ○ ○

○▽□大学航空部/△▽△スカイスポーツ連盟

日本滑空協会 会員番号 No. 0000

\_\_\_\_\_\_ 住所 〒 000-0000 ○○○県○○市×××区△△△ 1-2-3-401

電話 0x0-1234-5678

E-mail address discus-max@sample.ne.jp

記

( 滑空協会個人会員の方は 初回に限り交付手数料 1,500円が免除されます。

#### A章、B章、C章、銅章 交付・再交付手数料

① 日本滑空記章(交付・再交付)各1件

1,500円(税込)

② 日本滑空記章証明書(再交付)各1件

500円(稅込)

- \*日本滑空記章は申請者が日本滑空協会個人会員の場合には初回に限り免除します。
- \*日本滑空記章証明書は各章について合格者全員に無料発行します。
- \*再交付以外はこの申請書の提出は不要です。

保有資格ならびに入金確認後、上記住所に郵送します。

«送金先»・郵便払込 口座番号:00110-2-118006 加入者名:公益社団法人日本滑空協会

- ・銀行振込 みずほ銀行新橋支店 普通 口座 No. 0214517 口座名: 公益社団法人日本滑空協会
- ・現金書留または郵便局で定額小為替(手数料 100 円/枚)を購入し、下記住所に郵送 〒105-0004 東京都港区新橋 1-18-1 航空会館内 (公社)日本滑空協会事務局